



子どもへの虐待を防ぐために！
オレンジリボン運動

すべての子どもに 明るい未来を。

虐待による死亡事例は年間 50 件となり、約 1 週間に 1 人、
なかでも 0 歳の子どものうち約 5 割も命を落としています。
「もしかして？」と思ったら、悩まず、ためらわず、私たちに知らせてください。
未来ある子どもたちの命を救うのはアナタの一本の電話かもしれません。

児童虐待の今

現状と対策について

京都市児童福祉センター診療所 市川澄子



本日のおはなし

- 自己(職場)紹介
- 虐待の現状
- 写真, 事例
- 鑑別診断
- 守られるべきものは何か

A map of Kyoto City and its surrounding areas. The city is divided into 11 districts, each color-coded: 右京区 (Right Capital District, yellow), 左京区 (Left Capital District, green), 北区 (North District, pink), 上京区 (Upper Capital District, light blue), 中京区 (Middle Capital District, light green), 下京区 (Lower Capital District, light pink), 東山区 (East Mountain District, red), 山科区 (Yamashina District, dark red), 西京区 (West Capital District, blue), 南区 (South District, light red), and 伏見区 (Fushimi District, purple). Surrounding cities and towns include 南丹市 (Nantan City), 滋賀県 (Shiga Prefecture), 亀岡市 (Kameoka City), 向日市 (Miyako City), 長岡京市 (Nagaokya City), 大山崎町 (Oyamazaki Town), 八幡市 (Yasaka City), 久御山町 (Kumiyama Town), and 宇治市 (Uji City). The map also shows the border with 大阪府 (Osaka Prefecture) to the west. A red arrow points from the top right towards the city.

- 総
- 子 (0
- 相
- 児

A map of Kyoto City and its surrounding areas. The city is divided into 11 districts, each color-coded: 右京区 (Right Kyoto District, yellow), 左京区 (Left Kyoto District, green), 北区 (North District, pink), 上京区 (Upper Kyoto District, light blue), 中京区 (Middle Kyoto District, light green), 下京区 (Lower Kyoto District, light pink), 東山区 (East Mountain District, red), 山科区 (Yamashiro District, dark red), 西京区 (West Kyoto District, blue), 南区 (South District, light red), and 伏見区 (Fushimi District, purple). Surrounding cities and towns include 南丹市 (Nantan City), 滋賀県 (Shiga Prefecture), 亀岡市 (Kameoka City), 向日市 (Miyako City), 長岡京市 (Nagaokya City), 大山崎町 (Oyamazaki Town), 八幡市 (Yasaka City), 久御山町 (Kumiyama Town), and 宇治市 (Uji City). The map also shows the border with 大阪府 (Osaka Prefecture) to the west. A red arrow points from the top right towards the city.

- 総
- 子 (0
- 相
- 児

A map of Kyoto City and its surrounding areas. The city is divided into 11 districts, each color-coded: 右京区 (Right Kyoto District, yellow), 左京区 (Left Kyoto District, green), 北区 (North District, pink), 上京区 (Upper Kyoto District, light blue), 中京区 (Middle Kyoto District, light green), 下京区 (Lower Kyoto District, light pink), 東山区 (East Mountain District, red), 山科区 (Yamashiro District, dark red), 西京区 (West Kyoto District, blue), 南区 (South District, light red), and 伏見区 (Fushimi District, purple). Surrounding cities and towns include 南丹市 (Nantan City), 滋賀県 (Shiga Prefecture), 亀岡市 (Kameoka City), 向日市 (Miyako City), 長岡京市 (Nagaokya City), 大山崎町 (Oyamazaki Town), 八幡市 (Yasaka City), 久御山町 (Kumiyama Town), and 宇治市 (Uji City). The map also shows the border with 大阪府 (Osaka Prefecture) to the west. A red arrow points from the top right towards the city.

- 総
- 子 (0
- 相
- 児

A map of Kyoto City and its surrounding areas. The city is divided into 11 districts, each color-coded: 右京区 (Right Kyoto District, yellow), 左京区 (Left Kyoto District, green), 北区 (North District, pink), 上京区 (Upper Kyoto District, light blue), 中京区 (Middle Kyoto District, light green), 下京区 (Lower Kyoto District, light pink), 東山区 (East Mountain District, red), 山科区 (Yamashiro District, dark red), 西京区 (West Kyoto District, blue), 南区 (South District, light red), and 伏見区 (Fushimi District, purple). Surrounding cities and towns include 南丹市 (Nantan City), 滋賀県 (Shiga Prefecture), 亀岡市 (Kameoka City), 向日市 (Miyako City), 長岡京市 (Nagaokya City), 大山崎町 (Oyamazaki Town), 八幡市 (Yasaka City), 久御山町 (Kumiyama Town), and 宇治市 (Uji City). The map also shows the border with 大阪府 (Osaka Prefecture) to the west. A red arrow points from the top right towards the city.

- 総
- 子 (0
- 相
- 児

A map of Kyoto City and its surrounding areas. The city is divided into 11 districts, each color-coded: 右京区 (Right Kyoto District, yellow), 左京区 (Left Kyoto District, green), 北区 (North District, pink), 上京区 (Upper Kyoto District, light blue), 中京区 (Middle Kyoto District, light green), 下京区 (Lower Kyoto District, light pink), 東山区 (East Mountain District, red), 山科区 (Yamashiro District, dark red), 西京区 (West Kyoto District, blue), 南区 (South District, light red), and 伏見区 (Fushimi District, purple). Surrounding cities and towns include 南丹市 (Nantan City), 滋賀県 (Shiga Prefecture), 亀岡市 (Kameoka City), 向日市 (Miyako City), 長岡京市 (Nagaokya City), 大山崎町 (Oyamazaki Town), 八幡市 (Yasaka City), 久御山町 (Kumiyama Town), and 宇治市 (Uji City). The map also shows the border with 大阪府 (Osaka Prefecture) to the west. A red arrow points from the top right towards the city.

- 総
- 子 (0
- 相
- 児

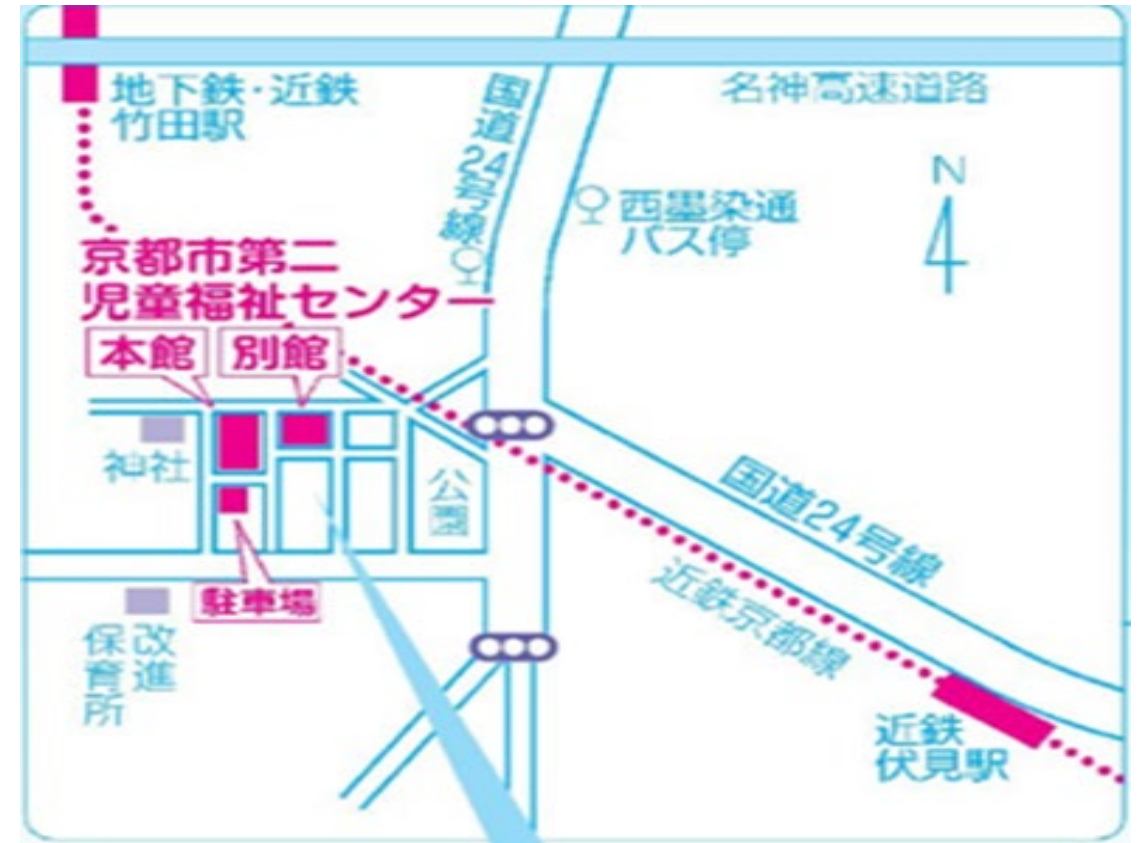
A map of Kyoto City and its surrounding areas. The city is divided into 11 districts, each color-coded: 右京区 (Right Capital District, yellow), 左京区 (Left Capital District, green), 北区 (North District, pink), 上京区 (Upper Capital District, light blue), 中京区 (Middle Capital District, light green), 下京区 (Lower Capital District, light pink), 南区 (South District, red), 西京区 (West Capital District, blue), 東山区 (East Mountain District, dark red), 山科区 (Yamashina District, dark red), 伏見区 (Fushimi District, purple), 向日市 (Miyako City, light blue), 長岡京市 (Nagaokyo City, light blue), 大山崎町 (Oyamazaki Town, light blue), 八幡市 (Yasaka City, light blue), 久御山町 (Kumiyama Town, light blue), 宇治市 (Uji City, light blue), 南丹市 (Nantan City, light blue), 滋賀県 (Shiga Prefecture, light green), 大阪府 (Osaka Prefecture, light blue), and 丹波市 (Tamba City, light blue). A red arrow points from the top right towards the city.

- 総
- 子 (0
- 相
- 児

児童福祉センター



第二児童福祉センター





児童相談所受付



診療所

視覚支援



診察室での 視覚支援



おわり

京都市

2019年4月1日現在
()内は子どもの数

総人口1464000人(160630)

南区, 伏見区 : 以外の区

・人口 377810 : 1086190
(43010) : (117630)

・相談数 3485 : 7371

・虐待相談 179 : 203

第二児童福祉センターは南区, 伏見区を
管轄



虐待の地域差

	南部 (伏見区, 南区)	:	北部 (伏見区, 南区以外)
子どもの数	4 3 0 1 0 (26%)	:	1 1 7 6 2 0

相談件数	3 4 8 5 (32%)	:	7 3 7 1
------	------------------	---	---------

虐待	8 6 8 (37%)	:	1 4 7 7
----	----------------	---	---------

虐待以外の養護	2 0 3 (53%)	:	1 7 9
---------	----------------	---	-------



大阪府総数
子どもの数

885.6万人
1097249人
(12%)

虐待相談

12208件

大阪市
子どもの数

2751527人
292047人
(10.6%)

虐待相談

6316件

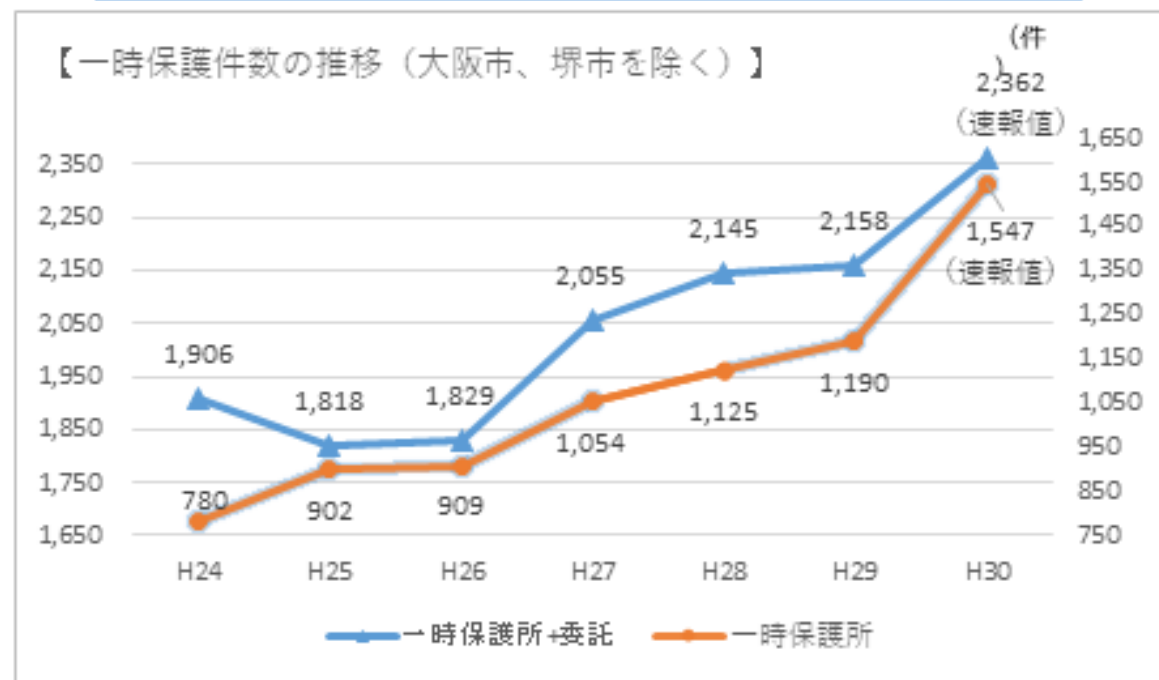
児童虐待の状況

- ◆ 府子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は約2倍に急増(H24⇒H30)
大阪府（政令市含む）の相談対応件数は、平成30年度まで9年連続全国最多。
- ◆ また、一時保護件数も約450件増加。(H24⇒H30)
⇒子どもの命を守る取組みは待ったなしの状況。

児童虐待相談対応件数の推移



一時保護件数の推移（大阪市、堺市を除く）



大阪事情



大阪市

- 大阪市の児童相談所（児相）「大阪市こども相談センター」に子どもへの虐待の対応を専任で担う「虐待対応担当課」が設置される。
- 現在令和8年度の開設をめざし4か所目の子ども相談センターを設置計画中。

大阪2児餓死事件の担当職員らが語る 「児童相談所の現実」

- 虐待で命を落とす子どもが後を絶たない中、パンク寸前の現場は、どうあるべきなのか。
- 大阪で起きた2児餓死事件の担当者が悔根を込めて語った。

転機となった「あの事件」

センターに虐待対応担当課ができたのは2010年9月，同年7月末，大阪市西区のマンションで当時23歳の母親よる育児放棄の末，3歳と1歳の幼い姉弟が餓死しているのが見つかった。

(殺人罪で懲役30年が確定)

児童福祉司1人当たりの虐待対応件数

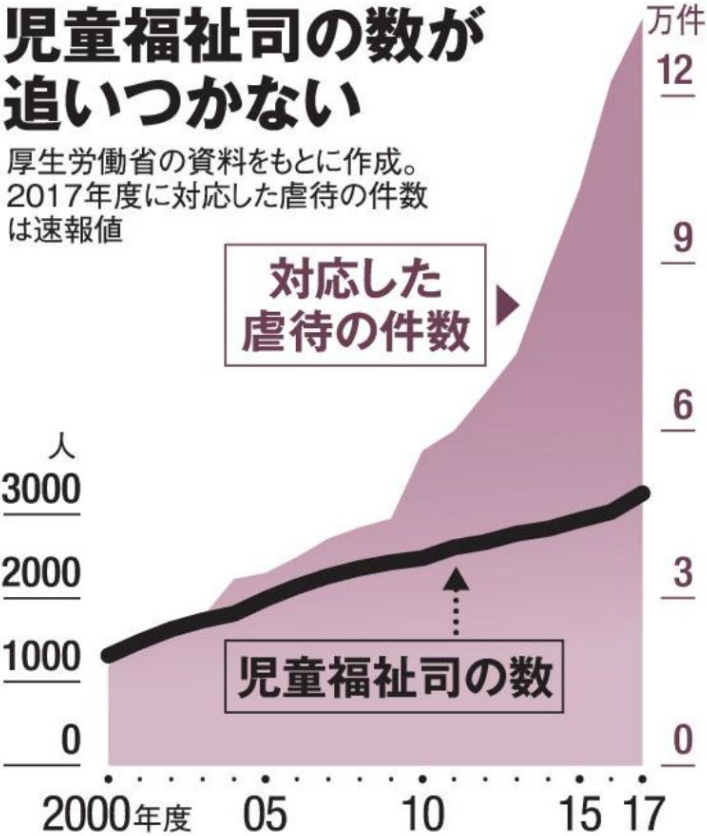
※厚生労働省のデータをもとに作成。相談対応件数は2017年度速報値、児童福祉司の数は18年4月1日現在

	対応した虐待の件数	児童福祉司の数	1人当たりの虐待対応件数
福井県	553	17	33
愛知県	7,262	222	33
岩手県	1,088	37	29
群馬県	1,079	37	29
静岡県	2,368	82	29
宮城県	1,422	50	28
徳島県	634	23	28
石川県	867	32	27
福島県	1,177	46	26
愛媛県	726	28	26
青森県	1,073	43	25
熊本県	1,248	49	25
鹿児島県	818	33	25
岐阜県	1,095	46	24
秋田県	460	21	22
長崎県	630	29	22
岡山県	933	48	19
山口県	526	30	18
沖縄県	691	49	14
佐賀県	248	20	12
高知県	326	30	11
山形県	271	26	10
島根県	203	24	8
鳥取県	76	19	4
埼玉県	13,095	205	64
大阪府	18,412	288	64
奈良県	1,481	27	55
東京都	13,707	266	52
広島県	3,678	71	52
香川県	1,181	23	51
大分県	1,321	26	51
北海道	5,133	109	47
栃木県	1,232	26	47
千葉県	7,914	169	47
神奈川県	13,928	306	46
宮崎県	1,136	25	45
福岡県	5,515	132	42
富山県	794	20	40
長野県	2,048	51	40
三重県	1,670	42	40
兵庫県	5,190	129	40
山梨県	757	20	38
滋賀県	1,400	37	38
和歌山県	1,142	30	38
茨城県	2,256	62	36
新潟県	2,158	63	34
京都府	2,856	84	34

https://dot.asahi.com/print_image/index.html?photo=2018113000013_3

児童福祉司の数が追いつかない

厚生労働省の資料をもとに作成。2017年度に対応した虐待の件数は速報値



大阪，神奈川，東京都目黒区，千葉，札幌，，

～ゆあちゃん事件から～

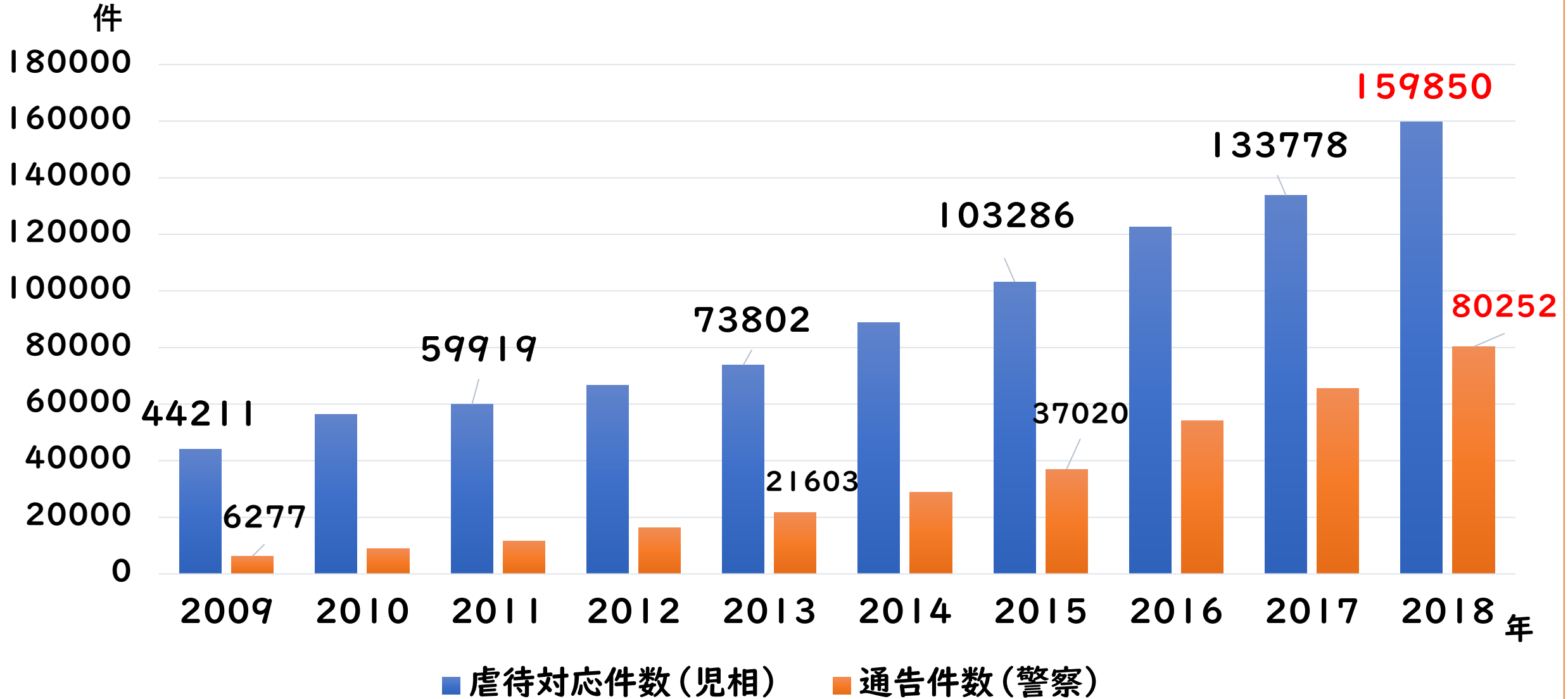
・問題点・課題

子ども家庭支援センターは，善通寺市の児童福祉担当部署から電話で一報を受けた当日に緊急受理会議を開き，本事例を虐待として受理した。しかし，受理時点で，母子の転入が確認できず，善通寺市からの情報提供書も届いていなかったため，品川児童相談所と情報共有を行わなかった。

・改善策

子ども家庭支援センターは，転居ケースのうち重篤な虐待として受理した場合は，住民基本台帳の異動の有無にかかわらず，速やかに居住実態の把握に努め，早い段階で品川児童相談所と情報を共有し，対応策を検討することが必要である。

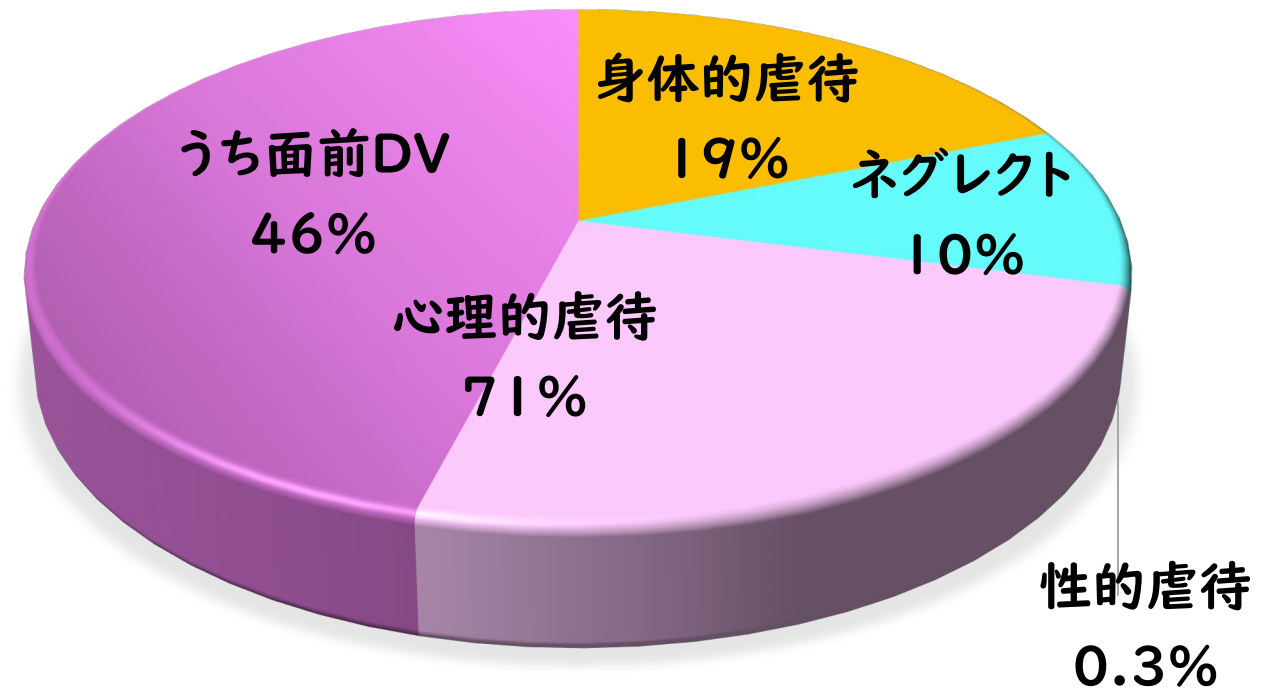
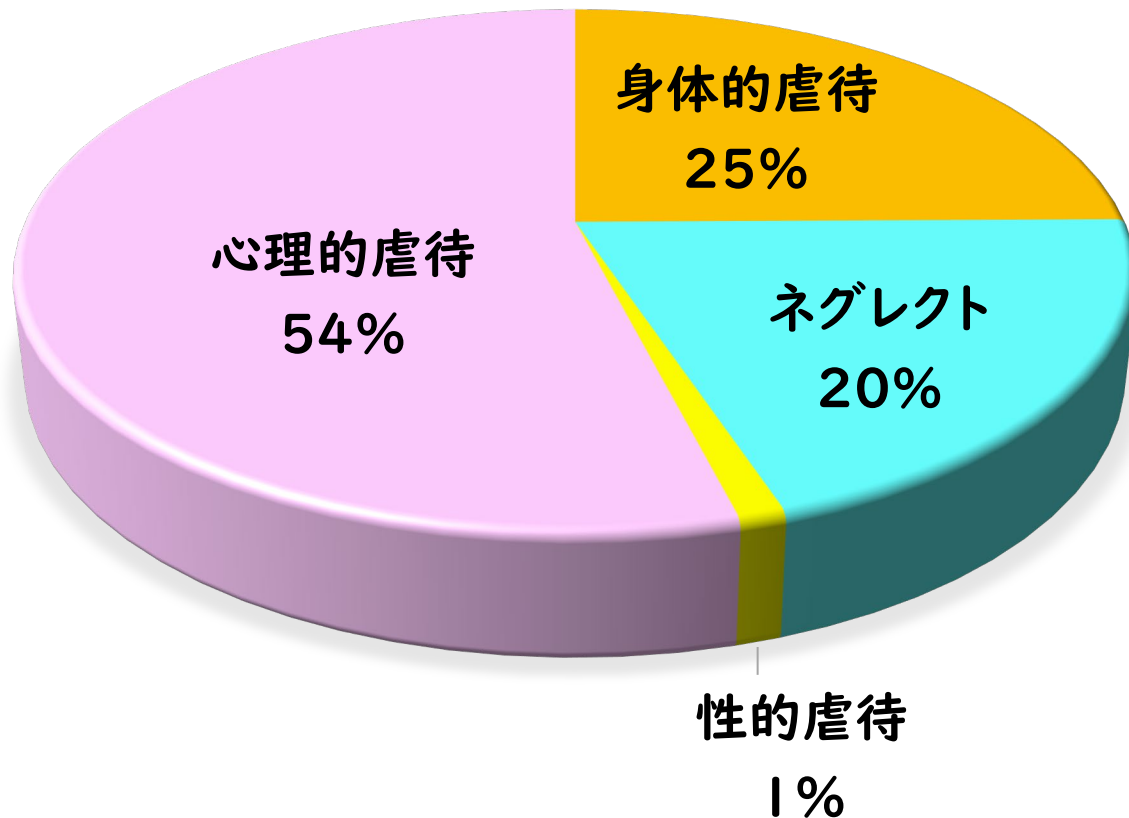
子どもの虐待件数



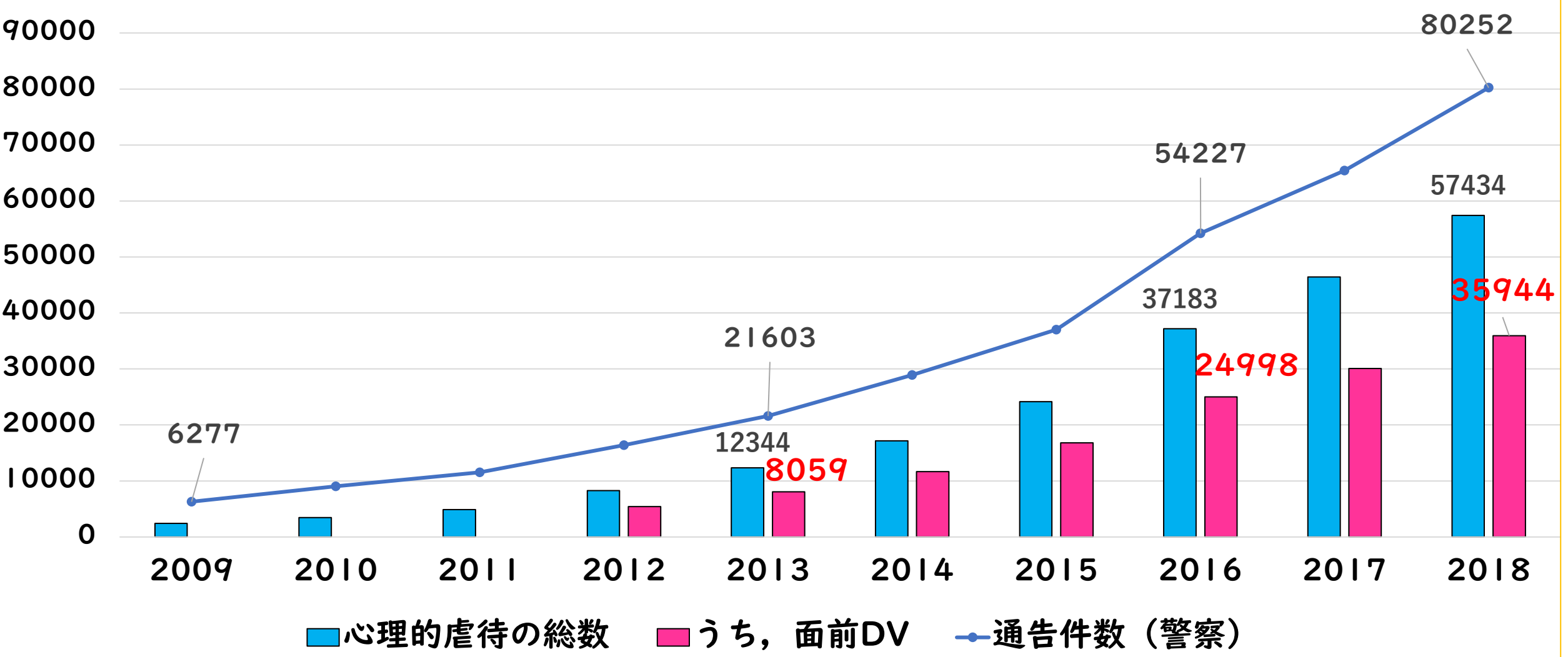
虐待の種類（2017年）

（厚労省 H30調べ）

児童相談所虐待対応件数（133778件） うち、警察通告件数（65431件） **42.9%**



心理的虐待数と面前DV（警察庁）



虐待の現状

～虐待件数は、なぜ増えているのか～

- ・警察からの虐待通告が増えている
- ・心理的虐待の相談件数が増えている

近年増えた項目

「暴力や問題行動の目撃などによるもの（心理的虐待）」

「保護者以外の身体，心理，性的（ネグレクト）」

DVや、虐待者以外の保護者が虐待を止めないケース

- ・ 児童相談所の相談件数は、
主たる虐待者の主たる虐待をカウント
- ・ 実際の虐待は複合的である

統計には限界があり，実情を反映していない？

児童相談所と虐待

- 虐待相談・通告の受理
- 受理会議
- 初期調査・初期対応（一時保護を含む）
- 初回虐待判定会議 ; アセスメントと援助方針を協議
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議

虐待重症度の判定基準

- 生命の危機 (E)
- 重度 (D)
- 中度 (C)
- 軽度 (B)
- 危惧 (A)

児童相談所と虐待

- ・ 援助方針会議 → 在宅指導・支援
- ・ 定例虐待判定会議（初回判定会議後、概ね半年後、重篤な事案は短期で開催）1～5回、それ以上のケースも

学校・保育園等、各機関との連携

心理検査、行動観察を踏まえた、児の特性の理解

体罰を伴わない養育を保護者に学習してもらう

支援プログラム

児童相談所と虐待

もし、虐待行為を養育者（例えば養父）が認めず、
児童相談所との話し合いにも応じない

母も養父の影響下にあり、見を守る立場になれない場合
は？



児童相談所と虐待

現状では、在宅養育は困難であるため、里親委託又は児童養護施設入所が必要。



母・養父が同意しない場合は、児童支援・里親部会に意見し、了承を得た上で、家庭裁判所に児童福祉法28条に基づく審判の申し立てを行う

里親委託や
児童養護施設等への入
所措置

(児童福祉法の規定)

第27条

第28条

ひと、暮らし、みらいのために



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 児童虐待防止対策

子ども・子育て

児童虐待防止対策

- 主な取組について
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定しました
- 児童虐待について
- 児童虐待防止のための取組
- 法令・指針等
- 啓発活動
- 調査・検証・会議
- 関係機関
- 要保護児童等に関する情報共有システム

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

子ども・子育て支援

職場における子育て支援

福祉・介護

100%



虐待講演2020年資料...



児童虐待防止対策 | ...

9:35

「児童福祉法」 （以下児福法）

昭和22年制定，平成9年改正

通告の義務 （児福法第25条）

立ち入り調査 （児福法第29条）

子どもの一時的保護 （児福法第33条）

施設入所 （児福法第28条）

法律と児童虐待

～時代によって異なる概念～

日本では、

昭和8年（1933年）；「児童虐待防止法」

（旧児童虐待防止法）が制定

平成元年（1989年）；現在の虐待の定義が形成

国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択（条例第19条）

平成12年（2000年）；「児童虐待の防止等に関する法律」

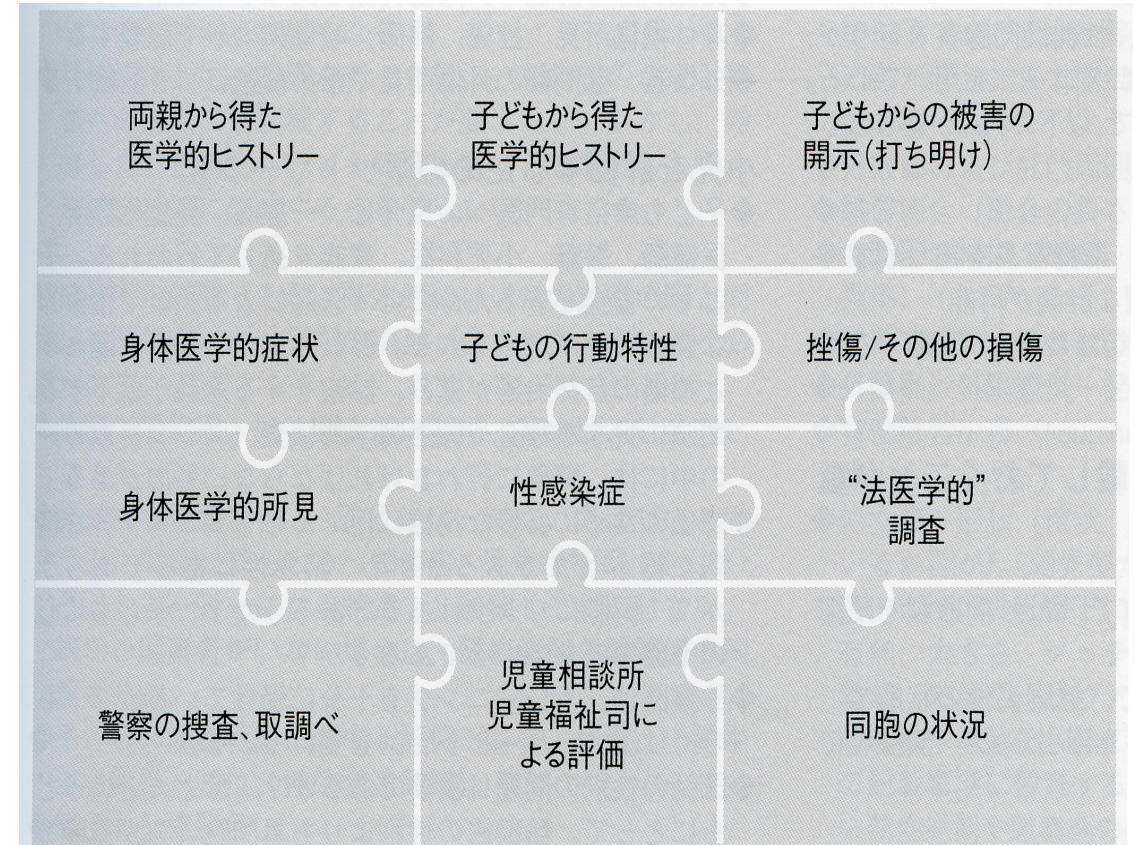
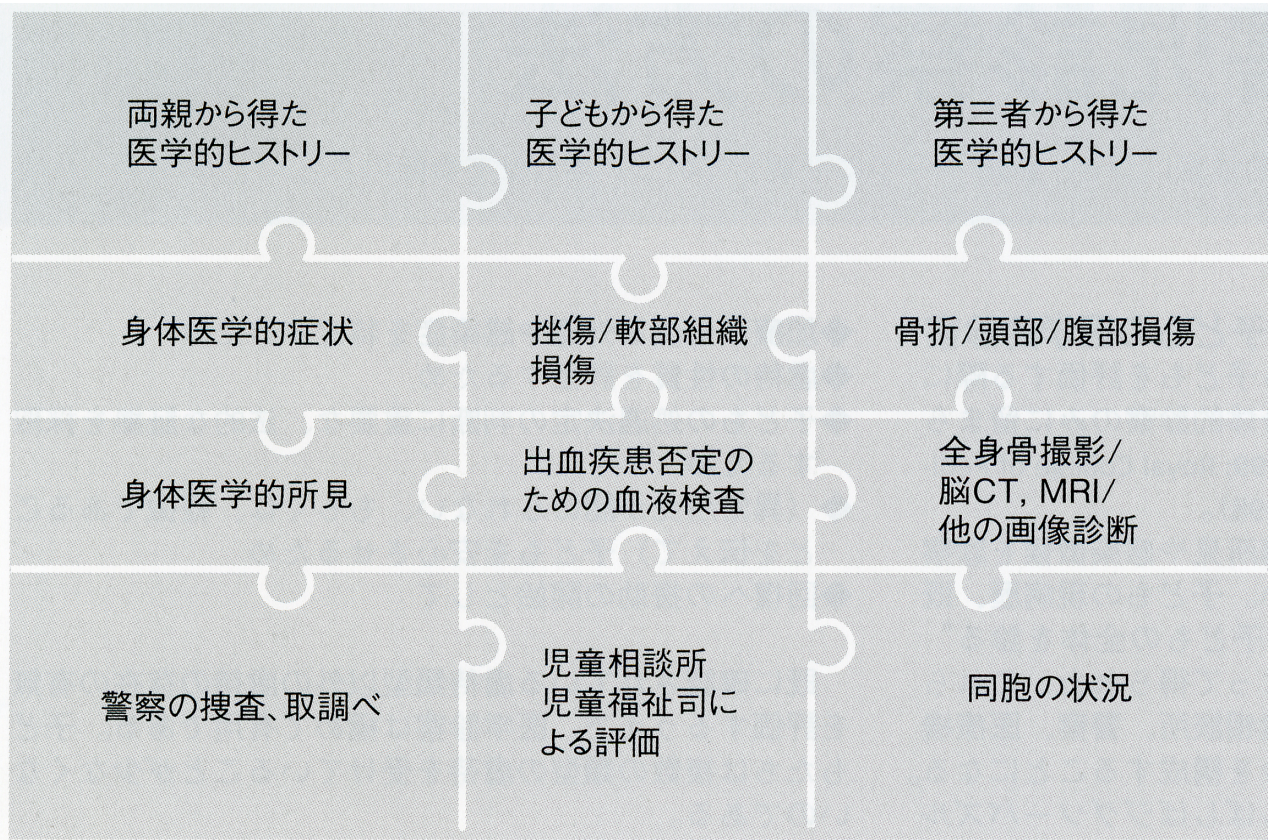
現在の「児童虐待防止法」が成立

里親委託や児童養護施設等への入所措置，そして体罰禁止へ

事例

写真

発達・発育評価，医学的判断，鑑別診断



虐待発生時の迅速・的確な対応

- ・48時間ルール
 - ・相談所における医師・保健師の配置の義務化
 - ・常時弁護士による指導・助言の下で対応するための体制設備
 - ・**安全確保**;一時保護や施設入所等の措置の実施及び介助の判断
-
- ・第三者評価の実施（児童相談所の業務に対する）
 - ・児童福祉司の増員と処遇改善
 - ・一時保護施設の環境改善・体制強化

見守り

学校, 保育所, 幼稚園, 医療機関

児童相談所・診療所, (京都市では) 子どもはぐくみ室

地域の保健センター, 主任児童委員, 民生児童委員

児童支援・里親部会

弁護士, 児童養護施設長会会長, 民生児童委員会理事,
母子生活支援施設協議会会長, 精神科医, 学識経験者

虐待防止のための取り組み

～虐待防止対策の抜本的強化～

- **子どもの権利擁護**

児童相談所における子どもの安全確保に関する
業務の明確化

児童福祉審議会の活用促進；子どもへの配慮義務

子どもの権利の在り方に関する検討

虐待防止のための取り組み

- ・発生予防・早期発見 妊娠, 子育て中の方へ

支援を必要とする妊婦の把握, 支援強化健診未受診者, 未就園, 未就学の児に関する**定期的な安全確認**

地域における相談窓口, 子育て支援拠点の設置促進と周知・徹底 & 相談につながりやすい仕組みづくり

法務少年支援センター（少年鑑別所）における相談, 対応の充実化
心理教育プログラムなど

障害のある子どもとその保護者への支援の強化

虐待防止のための取り組み

子どもの死因究明に関する検討

虐待による死亡事例は年間50件となり、約1週間に1人、中でも0歳の乳児が約5割も命を落としています

虐待防止のための取り組み

DVの予防啓発

DVの特性や子どもへの影響の周知

DVの種類

- 身体的暴力…
殴る，蹴る，髪を引っ張る，物を投げつける，刃物で脅すなど
- 精神的暴力…
無視する，馬鹿にする，罵る，行動を細かく監視し自由を与えないなど
- 性的暴力…
性行為の強要，避妊に協力しないなど
- 経済的暴力…
生活費を渡さない，仕事を辞めさせ弱い立場に立たせるなど
- その他の暴力…
子どもを取り上げる，子どもを利用するなど



WHOの調査 (2013)

- 世界の女性の3人に1人がDVや性暴力を受けている。
- DV被害者は、暴力を受けていない人に比べ、
うつ病，アルコール依存は，約2倍
低出生体重児の出産のリスクは，16%上昇
HIVその他の性感染症罹患率も，1.5倍
- 暴力により体を傷つけられた経験が，42%
- 殺人被害女性の内，DV関連（パートナーによる殺人）が，38%

DV被害者（加茂：2014）の調査

- DV被害者に多い精神健康被害は、うつ病とPTSD
シェルターでは、うつ病（29%）・PTSD（40%）が見られる
さらに、アルコールや薬物乱用に発展していく
- 幼少時期にDV目撃や身体的暴力を受けた人
女性は、配偶者間暴力に遭うリスクが4-6倍高くなる
男性は、約5割が加害者になってしまう可能性



DVの実情

内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力に関するデータ（2018.9）

H29年度

・配偶者暴力支援センター相談件数：106110件（うち男性2028件）

婦人相談所：35640件

女性センター：18725件

福祉事務所・保健所：12522件

児童相談所：2441件

診察の中でぽつぽつ語られることから、我々が推測する重要性



DVの実情

警察庁：犯罪情勢（2017）・配偶者からの暴力事案等への状況対応（2018）

- 配偶者暴力（DV）防止法（H13施行）
- 警察における配偶者暴力事案の相談件数：77482件（2018）
被害者 女性79.4%
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件：申立2293件(2017)
1826件（認容），135件（却下），332件（取下げ）
- 配偶者間による犯罪事件（2017）：7064件
被害者 女性91.7% （殺人55.4%、傷害92.5%、暴行91.3%）



DV家庭と子ども

- 親は、子どもに良かれと思ってDVがあっても別れない
- 経済的にも環境的にも厳しい現実
(母子世帯年間収入は、児童のいる家庭の平均所得の半分)
- 離婚、別居は大変勇気のいる決断

(母) 親が自分自身を取り戻すことも、子どもの成長には重要である

母子世帯の実情（厚労省調べ）

- ひとり親世帯 相対的貧困率54.6%（2015）
子どもがいる世帯貧困率15.1%
- 養育費を受け取っているもの 24.3%（2016）
面会交流あり 24.4%
- 養育費：子ども1人3万，2人5万が相場
年収によって，裁判所，日弁連によって査定が違う
- 母子世帯年間収入348万円（2015）
児童のいる平均所得658万円
- 母子世帯の81.8%が働いている

暴力の合理化

Sykes & Matza

犯罪を起こすとき、人は合理化、正当化する

- 自分は悪くない（責任の否定）
- 被害者がけがをしなかった（被害の否定）
- 被害者の存在を否定
- 自分の行動を非難するもの（家族、警察）に対して非難

被害者もそう感じて過ごす



DV被害者の支援

- どんな人でもDVの被害者になりえる
- 被害者の自己決定を尊重する（責めない）
- 被害者に代わって考えない（支配しない）
- （自分でなく）相手の経験に焦点を合わせる
- 助言は求められたときだけにする

支援者の姿勢

- とともに考える
- 被害者の自己変容性や底力を信じる

DVのはざまにいる子ども（被虐待児）



DVと子ども

加害者にも被害者にも社会にも見えなくて気づかない暴力

加害者は被害者と感じ、被害者は加害者と感じる

子どもは自分の感情をおさえる

DV家庭にある子ども

- ・嫌なことがあっても，その気持ちを抑圧する
- ・適切に気持ちを表現できず，怒りを爆発させる，自傷行為等

問題行動も散見

- ・子どもにとって親は絶対的な存在
- ・自分の家庭しか知らない
- ・怒られるのは自分が悪いから



子どもの状態

- 不安定な両親の元で自尊心が損なわれ、自分の存在を肯定できない
- トラウマティックボンディング
(外傷性擬愛着行動) → 母子ともおこる

子どもの精神疾患について

- トラウマ反応 乖離など
- 身体化（頭痛，腹痛）
- 不安症，パニック障害，適応障害になる
- 不登校，家庭内暴力など

守られるべきものは何か



虐待のない社会をめざすには

- 被害者支援と加害者対策は両輪
- 一般社会の認知を変える
体罰禁止及び体罰のない子育ての推進
- 被害者と加害者の認知を変えるお手伝い
- 子どもを社会で守る

守られるべきは、それぞれ（当事者）の自尊心



虐待のない社会をめざして

- 子どもの最善の利益にかなう判断
- 子どもから直接SOSを出せる方法の確認，特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておく
- 虐待通告，守秘義務の遵守を含む通告の情報元の秘匿等への配慮
- 転居時の児童相談所間における情報共有の徹底，緊急性の判断

守られるべきは子どもの生命と未来

【課題】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊娠時から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対し、児童虐待のリスクを早期に発見・減減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な対策・取組】

※今回の法改正事項は下線部分

○体罰禁止規定の創設

○DV対策との連携強化規定の創設

・ 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターとの連携協力

○子育て世代包括支援センターの全国展開

・ 市町村への子育て世代包括支援センター設置促進（**2020年度までに全市町村で設置（100%）**）

○乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握の実施

○相談窓口等の周知・啓発

・ 全国共通ダイヤル（189）の無料化

等

○児童相談所の体制強化等新プランによる体制強化

・ **2022年度までに児童福祉司の約2000人増の大幅増員**
・ **2022年度までに児童心理司の約800人増**

○常時弁護士による指導・助言の下で対応するための規定の拡充

・ 法律関係業務を適切かつ円滑に行うための体制整備

○医師及び保健師の配置義務規定の創設

・ 医師（現在193か所（91.1%））及び保健師（現在105か所（50%））を**2022年4月1日から全ての児童相談所に配置（100%）**

○児童相談所の設置促進のための規定の創設

・ 児童相談所の管轄区域の基準（人口等）の創設
・ 中核市・特別区に対する施設整備、人材確保、育成支援等の措置

○市町村における相談体制の強化

・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村における虐待相談の拠点）の設置促進（**2022年度末までに全市町村で設置（100%）**）

等

○家庭への復帰支援

・ 一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

・ 里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）

（里親委託率について、**乳幼児は概ね2026年度まで（3歳未満は概ね2024年度まで）に75%以上、学童期以降は概ね2029年度までに50%以上**）

・ 特別養子縁組制度の見直し

・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

○自立支援

・ 施設等の高校生の進学のための支援の充実（塾代の引上げ）

・ 児童養護施設を退所した後の生活支援のための貸付事業の実施

等



感謝